

新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の出席停止及び臨時休業等の基準

令和4年（2022年）12月14日

熊本県教育委員会

1 出席停止の基準・期間

学校は、幼児児童生徒（以下、「児童生徒等」という。）が次の①から⑧の基準に該当した場合、速やかに保護者から学校に報告させる。

	基準	期間
①	児童生徒等の感染が判明した場合	治癒するまで
②	児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して5日間
③	児童生徒等がPCR検査等※1を受けることが決定した場合（上記②の濃厚接触者に特定された者を除く）	陰性と判明するまでの期間
④	児童生徒等に発熱等の風邪症状や息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障がい等の症状※2がみられる場合	症状がみられなくなるまで
⑤	熊本県リスクレベル※3のレベル2以上に該当する際、同居の家族に未診断の発熱等の風邪症状がみられる場合	同居の家族に症状がみられなくなるまで
⑥	海外から帰国し、政府から自宅待機を要請された場合	政府から要請された期間
⑦	新型コロナワクチンを接種する場合※4	校長が必要と認める期間
⑧	その他、校長が出席停止を必要と認める場合※5	校長が必要と認める期間

※1 PCR検査、抗原検査等、新型コロナウイルス感染症を判定するための検査。

※2 新型コロナワクチン接種に伴う副反応により、発熱等の風邪の症状等がみられる場合も含む。

※3 熊本県リスクレベル（目安）

レベル	本県の基準	
	病床使用率	重症病床使用率
レベル4 医療機能不全期	80%	又は 80%
レベル3 医療負荷増大期	50%	又は 50%
レベル2 感染拡大初期	30%	—
レベル1 感染小康期	—	—

※4 新型コロナワクチンの接種を受ける際、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等、校長が出席しなくてもよいと認める場合。

※5 「その他」とは、次の状況等のことをいう。

- ・児童生徒等や保護者が、登校について不安（感染する不安、本人・同居する家族に感染の疑いがあり他人に感染させる恐れによる不安等）を持ち、保護者から休ませたいと相談があり、校長が合理的な理由があると判断する場合。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等に感染の不安があり、主治医の見解を基に、保護者から休ませたいと相談があった場合。
- ・新型コロナワクチン接種後、児童生徒等に発熱等の風邪の症状以外があり、児童生徒等や保護者から状況を聴取し、校長が出席停止を必要と認める場合。
- ・学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした場合。

## 2 臨時休業等の基準・措置

県教育委員会は、健康福祉部局と連携し、各学校をとりまく地域のまん延状況について情報収集し、児童生徒の学びの保障や心身の影響等を考慮した上で、以下の(1)(2)の適用について全体像の状況によって、総合的に判断する。

### (1) 学校内に感染者が判明した場合

初期対応としての臨時休業は基本的に行う必要はないが、県教育委員会は、学校から感染者判明の連絡を受け、家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学校医等と相談し、感染状況に応じ、以下の基準を参考に、臨時休業の判断をする。

臨時休業を行う場合は開始してから概ね数日～5日程度(土日祝日を含む。)を目安として再開することができる。(その際、発熱等の風邪の症状がある者については自宅で休養すること、健康状態の把握その他の感染症対策を一層徹底しながら、慎重に再開する。)

クラスターの疑い等、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある場合やさらなる感染対策の必要性が認められる場合等には、保健所等と連携を図ることを検討する。保健所等による濃厚接触者の特定が行われる場合、全体像が把握できるまでの間、臨時休業を行うことも考えられる。

基準	措置
以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合※6 ⑦同一の学級において複数※7の児童生徒等の感染が判明した場合 ⑧感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合 ⑨その他、設置者が必要と判断した場合	学級閉鎖 5日程度(土日祝日、全体像の把握等のために行った臨時休業の期間を含む。) (その場合においても、当該学級について、未診断の風邪等の症状を有する者の検査の陰性が確認できた場合、当該期間を短縮することができる。)
複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染拡大の可能性が高い場合	学年閉鎖
複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染拡大の可能性が高い場合	学校全体の臨時休業

※6 ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。

※7 複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても感染経路に関連がない場合や感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。

### (2) 学校内に感染者はいないが、県内において感染が拡大している場合

緊急事態宣言、又はまん延防止等重点措置区域となる等、県内において感染が拡大している場合、県教育委員会は、県内の全部又は一部の県立学校の臨時休業若しくは、時差登校、時間短縮等を検討し、感染拡大防止上必要な期間、適切な対応を行う。

## 3 その他

- (1) 学校は、熊本県リスクレベルを確認し、レベルに応じた対応を児童生徒及び保護者へ適時周知する。
- (2) 出席停止及び臨時休業の基準・期間等については、今後の感染拡大の状況や国や県・市の状況分析・提言等を踏まえ、変更する場合がある。